

Newsletter

28 February 2019

GDPR の地理的適用範囲（第 3 条）に関するガイドライン案と、日本企業に与える影響の分析 - Vol. 1

はじめに

2018 年 11 月 16 日、欧州データ保護会議（European Data Protection Board、以下「EDPB」）は GDPR の地理的適用範囲（第 3 条）に関するガイドライン（意見募集版）¹（以下、「ガイドライン案」）を採択し、意見募集に付した。

GDPR の地理的適用範囲に関する第 3 条は企業が GDPR の適用対象となるかを判断するための基準を示す非常に重要な規定である。GDPR が適用される場合、事業活動や企業内外の様々なオペレーションに大きな影響を及ぼすため、特に日本企業を含む EU 域外の企業にとってその解釈が問題となってきた。

ガイドライン案では、今まで必ずしも日本在住の企業に大きな影響を与えるとは思われていなかった、「establishment」を通じた活動の際の GDPR の直接適用の可能性について、重要な示唆を与えるものと考えられる。

従って、このニュースレターでは、以下の通り Vol. 1 から Vol. 3 に分けてガイドライン案が日本在住企業に与えるインパクトについて、概説する。

目次

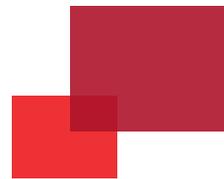
Vol. 1（本ニュースレター） - GDPR 第 3 条第 1 項（拠点基準）の適用

1. 地理的適用範囲に関する 2 つの基準
2. 拠点基準（GDPR 第 3 条第 1 項）
 - EU 域内の拠点 - "establishment in the Union"
 - 拠点の「活動の過程における」個人データの取扱い - "in the context of the activities"
 - 個人データの取扱いの場所

Vol. 2 - GDPR 第 3 条第 2 項（標的基準）の適用

Vol. 3 - EU 域内に拠点が無い管理者又は処理者の代理人の指定

¹ https://edpb.europa.eu/our-work-tools/our-documents/guidelines/guidelines-32018-territorial-scope-gdpr-article-3-version_en



なお、このガイドライン案は 2019 年 1 月 18 日まで意見募集手続に付されたものであり、今後集められた意見を受けて内容が修正される可能性があることに留意する必要がある。

GDPR 第 3 条第 1 項（拠点基準）の適用 - Vol.1

1. 地理的適用範囲に関する 2 つの基準

GDPR の地理的適用範囲に関する第 3 条は主に以下の 2 つの基準に基づいて GDPR の適用の有無を判断している。

- データ管理者又はデータ処理者の「拠点（establishment）」に関する基準（第 3 条第 1 項）
- データ処理の「ターゲティング（targeting）」に関する基準（第 3 条第 2 項）

上記基準のいずれかに該当する場合に GDPR の規定が適用される。当ニューズレター Vol. 1 では GDPR 第 3 条第 1 項の拠点基準に焦点をあてる。

2. 拠点基準（GDPR 第 3 条第 1 項）

GDPR 第 3 条第 1 項は、「この規則は、その取扱いが EU 域内で行われるものであるか否かを問わず、EU 域内の管理者又は処理者の拠点の活動の過程における個人データの取扱いに適用される。」と規定している²。ガイドライン案ではこの要件をいくつかの要素に分けて EDPB の解釈を示している。

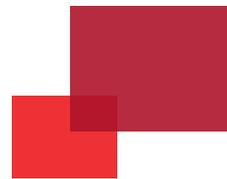
2.1 EU 域内の拠点 - "establishment in the Union"

拠点基準の適用を検討するにあたってはデータ管理者又はデータ処理者が EU 域内に「拠点」を有しているか否かを検討する必要がある。EU 域内に拠点を有していない企業は GDPR 第 3 条第 1 項により GDPR が適用されることはない（ただしこの場合であっても GDPR 第 3 条第 2 項により GDPR が適用される可能性があることに注意が必要である）。

GDPR は「拠点」を定義していない。しかし、ガイドライン案は、「拠点」が一定の仕組み（"arrangements"）を指すことを示唆とする GDPR の前文³や過去の裁判例を踏まえ、EU 域外に本拠地を置く組織が EU 域内に拠点を有しているか否かを判断するためには、(i) その仕組みの安定度と(ii) EU 加

² Article 3 (1): "This Regulation applies to the processing of personal data in the context of the activities of an establishment of a controller or a processor in the Union, regardless of whether the processing takes place in the Union or not."

³ Recital 22: "Any processing of personal data in the context of the activities of an establishment of a controller or a processor in the Union should be carried out in accordance with this Regulation, regardless of whether the processing itself takes place within the Union. Establishment implies the effective and real exercise of activity through stable arrangements. The legal form of such arrangements, whether through a branch or a subsidiary with a legal personality, is not the determining factor in that respect."



盟国における効果的な活動の実施の両方を、関係する経済活動及びサービスの提供の特徴に照らして検討しなければならないとしている。

ガイドライン案は、(i) 仕組みの安定度と(ii) EU 加盟国における効果的な活動の実施がどのような基準で判断されるかについてはさらに解釈が必要な部分が残されていると解されるが、データの取扱いに責任を負う EU 域外の企業が EU 加盟国内に支店又は子会社を有していないからといって、必ずしも EU 域内に「拠点」を有していないことにはならない点は明らかにされており、注意が必要である。特に、データ処理者の活動の中心がオンラインでのサービス提供に関するものである場合には、仕組みの安定度は容易に肯定されることを明示し、EU 域外の企業の従業員や代理人が 1 名でも「拠点」となりうることを示している。

2.2 拠点の「活動の過程における」個人データの取扱い - "in the context of the activities"

ガイドライン案は、個人データの取扱いが EU 域内の「拠点」によって行われていなくとも、「拠点」の活動の過程において ("**in the context of the activities**") 行われていれば、GDPR が適用される可能性があることを明らかにしている。

この「過程において」に関して、たとえば EU 加盟国内の拠点の活動と日本に拠点を有するデータ管理者又はデータ処理者のデータ取扱活動が密接に関連している場合、EU 加盟国内の拠点がこのデータ取扱いにおいて何の役割も果たしていない場合であっても、EU 法が適用される場合があるとして、GDPR 適用の可能性を示している。

また、EU 域外における個人データの取扱いが EU 域内の拠点の活動との間に密接な関係があるかどうかの判断においては、EU 域内の拠点がその個人データの取り扱いによって収益を上げていることも EU 法適用を肯定する要素となし、GDPR 適用を肯定する要素となる旨が示されている。

そのような事例として、ガイドライン案は、EU 域外に本拠地を置く企業が運営する通販サイトが EU 市場に向けた市場調査とマーケティングキャンペーンを主導及び実施するために EU 域内にヨーロッパ事業所を設けたが、データ取扱活動は EU 域外のみで行われているという仮想事例を挙げ、その事例の場合、拠点基準によりその EU 域外の企業が GDPR の適用対象となりうるとしている。

2.3 個人データの取扱いの場所

個人データの取扱いが行われる場所は拠点基準の適用の判断に影響を及ぼさないことは GDPR 上明確にされているが、ガイドライン案ではこの点に関連して、拠点基準においてはデータ管理者又はデータ処理者の拠点が EU 域内に存在するか否かが重要であって、データ管理者又はデータ処理者自身の所在地や個人データの取扱い場所、データ主体の所在地はその判断にとって重要ではないということも示している。

また、EDPB は、取り扱われる個人データのデータ主体の所在地又は国籍にかかわらず GDPR が適用される可能性があることを、ガイドライン案におい

本ニュースレター に関するお問い合わせ先



高瀬 健作
パートナー
03 6271 9752
kensaku.takase@bakermckenzie.com



達野 大輔
パートナー
03 6271 9479
daisuke.tatsuno@bakermckenzie.com



岡田次弘
アソシエイト
03 6271 9541
tsuguhiro.okada@bakermckenzie.com



近藤 友紀
アソシエイト
03 6271 9765
yuki.kondo@bakermckenzie.com

で示している。このことから、たとえば企業が日本に居住する日本国籍の個人の個人データしか取り扱っていなかったとしても、その企業がEU域内に拠点を有し、かつ、日本に居住する日本国籍の個人の個人データの取り扱いがEU域内の拠点の活動に関連して行われているといえる場合には、GDPRが適用される可能性がある。

2.4 日本在住企業に与えるインパクト

上記の2.2で挙げられている例でも検討されているように、たとえ日本在住の企業が日本においてのみ個人情報の取り扱いを行う場合であっても、EUに拠点（これは子会社に限られず、駐在員をEUに常駐させている場合も含む）を有し、当該拠点の活動が日本における個人情報の取扱いと密接に関連する場合、日本における個人情報の取扱いすべてにGDPRの適用があるとみなされる可能性もあることがガイドライン案では示されているため、その適用範囲の見極めには十分な注意が払われなければならない。